

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月 29 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第66号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(480)の2 （略） (480)の3 特定用途誘導地区における建築物の <u>容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</u> (480)の4～(585) （略）	別表（第2条関係） (1)～(480)の2 （略） (480)の3 特定用途誘導地区における建築物の 高さの特例許可申請手数料 (480)の4～(585) （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。